

議第4号

松塩筑木曾老人福祉施設組合同規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、松塩筑木曾老人福祉施設組合同規約を別紙のとおり変更するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年 3月 9日 提 出

王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和8年 3月 日 議 決

王滝村議会議長 下 出 謙 介

松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の一部を変更する規約

松塩筑木曾老人福祉施設組合規約（昭和44年長野県中南信事務所指令43中南県第720号）の一部を次のように変更する。

第10条を次のように改める。

（組合の経費の区分）

第10条 この組合の経費は、事務局経費、政策的経費及び施設運営費に区分する。

第10条の次に次の1条を加える。

（組合経費の支弁方法）

第11条 事務局経費は、国庫支出金及び県支出金をもって充て、なお不足するときは組合市町村が入所者割（前々年の10月から前年の9月までの特別養護老人ホームの入所者及び特別養護老人ホームに短期間入所する者（以下「入所者等」という。）の利用日数の合計に対する当該市町村に属する入所者等の利用日数の合計の割合により算定する負担の割合をいう。以下同じ。）により、その不足する額を負担するものとする。

2 政策的経費及び施設運営費は、国庫支出金、県支出金及び借入金その他の収入をもって充て、なお不足するときは組合市町村が入所者割によりその不足する額を負担するものとする。

3 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター及びヘルパーステーションの負担割合は、別に定めるものとする。
別表を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

松塩筑木曾老人福祉施設組合規約 新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(組合の経費の区分)</u> <u>第10条 この組合の経費は、事務局経費、政策的経費及び施設運営費に区分する。</u></p> <p><u>(組合経費の支弁方法)</u> <u>第11条 事務局経費は、国庫支出金及び県支出金をもって充て、なお不足するときは組合市町村が入所者割（前々年の10月から前年の9月までの特別養護老人ホームの入所者及び特別養護老人ホームに短期間入所する者（以下「入所者等」という。）の利用日数の合計に対する当該市町村に属する入所者等の利用日数の合計の割合により算定する負担の割合をいう。以下同じ。）により、その不足する額を負担するものとする。</u></p> <p><u>2 政策的経費及び施設運営費は、国庫支出金、県支出金及び借入金その他の収入をもって充て、なお不足するときは組合市町村が入所者割によりその不足する額を負担するものとする。</u></p> <p><u>3 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター及びヘルパーステーションの負担割合は、別に定めるものとする。</u></p>	<p><u>(組合経費の支弁方法)</u> <u>第10条 この組合の経費は、国庫支出金、県支出金及び借入金その他の収入をもって充て、なお不足するときは組合市町村が次の各号に定める割合により負担する。</u></p> <p><u>(1) 特別養護老人ホームの負担割合は、別表に定めるところによる。</u></p> <p><u>(2) 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター及びヘルパーステーションの負担割合は、別に定めるものとする。</u></p>

改正案

現行

別表（第10条関係）

区分	対象経費	組合市町村	負担の割合
均等割	経費の10分の3	松本市	経費の10分の3に4分の1を乗じて得た額
		塩尻市	同上
		東筑摩郡及び木曽郡の各町村並びに安曇野市	経費の10分の3に4分の2を乗じた額を12で除して得た額
人口割	経費の10分の7	松本市	経費の10分の7に人口割合を乗じて得た額
		塩尻市	同上
		東筑摩郡及び木曽郡の各町村並びに安曇野市	同上

備考 人口割の基礎となる人口は、長野県が公表する毎月人口異動調査に基づく、前年の10月1日現在の推計人口とする。ただし、安曇野市の人口は、第3条ただし書に規定する区域の人口とする。